

○国家公報登録会則第10条
次の国際テロリストが、国際連合安全保障理事会決議第千一百六十七号等により設置された委員会の作成する名簿に記載されたので、国際連合安全保障理事会決議第千一百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法(平成二十六年法律第二百二十四号)第三条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
令和元年六月七日

アル・カーディー/ISIL (ダーイシュ) と関係を有する法人その他の団体
名称 イラクとレバント地方のイスラム国ホラサン (ISLAMIC STATE IN IRAQ AND THE LEVANT-KHORASAN (ISL-K))
別名 (a)ISILホラサン (ISIL KHORASAN) (b)イスラム国のホラサン州 (ISLAMIC STATE'S KHORASAN PROVINCE) (c)ISISホラサン州 (ISIS WILAYAT KHORASAN) (d)ISILの南アジア支部 (ISIL'S SOUTH ASIA BRANCH) (e)ISILに属する南アジア支部 (SOUTH ASIAN CHAPTER OF ISIL)
旧名称 不明
所在地 不明

名簿に記載された年月日 2019年5月14日

名簿記載者公告番号 QE-85

その他の参考となるべき事項 イラクとレバント地方のイスラム国ホラサン (ISIL-K) は、2015年1月10日にバキスタン・タリバーン運動 (QE-56) のかつての司令官により組織され、イラクのアル・カーディー (QE-48) としてリストに掲載されているイラクとレバント地方のイスラム国 (ISIL) に忠誠を誓ったかつてのタリバーン派司令官らにより設立された。ISIL-Kは、アフガニスタン及びバキスタンでの複数の攻撃に関する犯行声明を出した。同団体に対するインターboro (国際刑事警察機構)・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク : <https://www.interpol.int/How-work-Notices-View-UN-Notices-Terms>

国家公報委員会委員長 山本 順二

○**国家公安委員会指揮官第十一號**
次の公報国際トロツベム、国際連合安全保謐理事会決議第十一回長十七号等に付記された委員会の作成やねね業務の実施がなされたので、国際連合安全保謐理事会決議第十一回長十六号等を踏まえ我が國が実施する国際トロツベムの該題の凍結等に関する特別措置法(平成二十六年法律第百二十四号)第川条第三項において規定する。

令和元年六月七日

氏名 ネシーム・ベン・モハメド・アッシャリーフ・ベン・モハメド・サレフ・アッサアディ (NESSIM BEN MOHAMED AL-CHEIRIF BEN MOHAMED SALEH ALSAADI)

名簿に記載された年月日 2003年11月2日 (2005年2月20日、2006年7月31日、2007年12月21日、2009年6月3日及び2011年5月16日に改訂)

名簿記載者公告番号 Q 1-74

國家公安委員会(委員長) 日本 願川